

平成 23 年 3 月 17 日

厚生労働省 社会・援護局長

清水 美智夫 様

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部長

木倉 敬之 様

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長

高井 康行 様

厚生労働省 老健局長

宮島 俊彦 様

国土交通省 住宅局長

川本 正一郎 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国社会福祉施設経営者協議会
会長 高岡 國士

「東北地方太平洋沖地震」により避難生活を余儀なくされた要援護者の住まいについて（要望）

去る 3 月 11 日に発生した標記地震により、高齢者、障害者等の要援護者の生活は危機に瀕しています。社会福祉法人・施設は、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震等の被災者支援の一環として、仮設住宅や福祉サービス拠点での支援を行ってきており、今回の被災地においても地域の支援を行うべく、体制整備を進めているところです。つきましては、高齢者、障害者等の生命を守り生活環境を確保するため下記の事項について要望いたします。

記

＜要望事項＞

避難生活を余儀なくされている高齢者、障害者等の要援護者の生活環境について、特段の配慮をお願いしたい。あわせて、住環境についても早急に整備いただきたい。

（具体的事項）

① 仮設住宅および付随する福祉サービス拠点の整備

仮設住宅は、要援護者が長期間にわたる避難生活を送るには不向きな環境である。仮設住宅の整備にあたっては、高齢者や障害者等が安心して避難生活を送れるよう、ハード面だけでなくソフト面にも十分な配慮が必要である。仮設住宅への福祉サービス拠点の併設、要援護者に配慮した仮設住宅の整備をお願いしたい。

② 恒久的な住環境の整備

住まいの全半壊等により、多くの住民が住宅の確保に困難をきたしている。その中でも避難生活を通じ援護を要する高齢者、障害者等が多数に上ることが予想される。今後の対応として、仮設住宅の整備と並行して要援護者が恒久的に生活できる公営住宅等の整備、高齢者等に配慮した賃貸住宅の整備を進めていただきたい。

③ 社会福祉法人・施設のノウハウの積極的な活用

住環境および付随する福祉サービス拠点を整備し、要援護者の生活の安定を確保するた

めには、入居者へのサポート、生活支援、環境の管理等の担い手が必要とされる。福祉サービス拠点の担い手として高齢者、障害者等の生活を支えるノウハウを有する社会福祉法人・施設を積極的に活用いただきたい。

平成 23 年 3 月 18 日

厚生労働省 社会・援護局長
清水 美智夫 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国社会福祉施設経営者協議会
会長 高岡 國士

「東北地方太平洋沖地震」により避難生活を余儀なくされた要援護者の住まいについて（要望）

去る 3 月 11 日に発生した標記地震により、高齢者、障害者等の要援護者の生活は危機に瀕しています。社会福祉法人・施設は、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震等の被災者支援の一環として、仮設住宅や福祉サービス拠点での支援を行ってきており、今回の被災地においても地域の支援を行うべく、体制整備を進めているところです。つきましては、高齢者、障害者等の生命を守り生活環境を確保するため下記の事項について要望いたします。

記

＜要望事項＞

避難生活を余儀なくされている高齢者、障害者等の要援護者の生活環境について、特段の配慮をお願いしたい。あわせて、住環境についても早急に整備いただきたい。

（具体的事項）

① 仮設住宅および付随する福祉サービス拠点の整備

仮設住宅は、要援護者が長期間にわたる避難生活を送るには不向きな環境である。仮設住宅の整備にあたっては、高齢者や障害者等が安心して避難生活を送れるよう、ハード面だけではなくソフト面にも十分な配慮が必要である。仮設住宅への福祉サービス拠点の併設、要援護者に配慮した仮設住宅の整備をお願いしたい。

② 恒久的な住環境の整備

住まいの全半壊等により、多くの住民が住宅の確保に困難をきたしている。その中でも避難生活を通じ援護を要する高齢者、障害者等が多数に上ることが予想される。今後の対応として、仮設住宅の整備と並行して要援護者が恒久的に生活できる公営住宅等の整備、高齢者等に配慮した賃貸住宅の整備を進めていただきたい。

③ 社会福祉法人・施設のノウハウの積極的な活用

住環境および付随する福祉サービス拠点を整備し、要援護者の生活の安定を確保するためには、入居者へのサポート、生活支援、環境の管理等の担い手が必要とされる。福祉サービス拠点の担い手として高齢者、障害者等の生活を支えるノウハウを有する社会福祉法人・施設を積極的に活用いただきたい。

平成 23 年 3 月 18 日

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部長
木倉 敬之 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国社会福祉施設経営者協議会
会長 高岡 國士

「東北地方太平洋沖地震」により避難生活を余儀なくされた要援護者の住まいについて（要望）

去る 3 月 11 日に発生した標記地震により、高齢者、障害者等の要援護者の生活は危機に瀕しています。社会福祉法人・施設は、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震等の被災者支援の一環として、仮設住宅や福祉サービス拠点での支援を行ってきており、今回の被災地においても地域の支援を行うべく、体制整備を進めているところです。つきましては、高齢者、障害者等の生命を守り生活環境を確保するため下記の事項について要望いたします。

記

＜要望事項＞

避難生活を余儀なくされている高齢者、障害者等の要援護者の生活環境について、特段の配慮をお願いしたい。あわせて、住環境についても早急に整備いただきたい。

（具体的事項）

① 仮設住宅および付随する福祉サービス拠点の整備

仮設住宅は、要援護者が長期間にわたる避難生活を送るには不向きな環境である。仮設住宅の整備にあたっては、高齢者や障害者等が安心して避難生活を送れるよう、ハード面だけでなくソフト面にも十分な配慮が必要である。仮設住宅への福祉サービス拠点の併設、要援護者に配慮した仮設住宅の整備をお願いしたい。

② 恒久的な住環境の整備

住まいの全半壊等により、多くの住民が住宅の確保に困難をきたしている。その中でも避難生活を通じ援護を要する高齢者、障害者等が多数に上ることが予想される。今後の対応として、仮設住宅の整備と並行して要援護者が恒久的に生活できる公営住宅等の整備、高齢者等に配慮した賃貸住宅の整備を進めていただきたい。

③ 社会福祉法人・施設のノウハウの積極的な活用

住環境および付随する福祉サービス拠点を整備し、要援護者の生活の安定を確保するためには、入居者へのサポート、生活支援、環境の管理等の担い手が必要とされる。福祉サービス拠点の担い手として高齢者、障害者等の生活を支えるノウハウを有する社会福祉法人・施設を積極的に活用いただきたい。

平成 23 年 3 月 18 日

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長
高井 康行 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国社会福祉施設経営者協議会
会長 高岡 國士

「東北地方太平洋沖地震」により避難生活を余儀なくされた要援護者の住まいについて（要望）

去る 3 月 11 日に発生した標記地震により、高齢者、障害者等の要援護者の生活は危機に瀕しています。社会福祉法人・施設は、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震等の被災者支援の一環として、仮設住宅や福祉サービス拠点での支援を行ってきており、今回の被災地においても地域の支援を行うべく、体制整備を進めているところです。つきましては、高齢者、障害者等の生命を守り生活環境を確保するため下記の事項について要望いたします。

記

<要望事項>

避難生活を余儀なくされている高齢者、障害者等の要援護者の生活環境について、特段の配慮をお願いしたい。あわせて、住環境についても早急に整備いただきたい。

（具体的事項）

① 仮設住宅および付随する福祉サービス拠点の整備

仮設住宅は、要援護者が長期間にわたる避難生活を送るには不向きな環境である。仮設住宅の整備にあたっては、高齢者や障害者等が安心して避難生活を送れるよう、ハード面だけでなくソフト面にも十分な配慮が必要である。仮設住宅への福祉サービス拠点の併設、要援護者に配慮した仮設住宅の整備をお願いしたい。

② 恒久的な住環境の整備

住まいの全半壊等により、多くの住民が住宅の確保に困難をきたしている。その中でも避難生活を通じ援護を要する高齢者、障害者等が多数に上ることが予想される。今後の対応として、仮設住宅の整備と並行して要援護者が恒久的に生活できる公営住宅等の整備、高齢者等に配慮した賃貸住宅の整備を進めていただきたい。

③ 社会福祉法人・施設のノウハウの積極的な活用

住環境および付随する福祉サービス拠点を整備し、要援護者の生活の安定を確保するためには、入居者へのサポート、生活支援、環境の管理等の担い手が必要とされる。福祉サービス拠点の担い手として高齢者、障害者等の生活を支えるノウハウを有する社会福祉法人・施設を積極的に活用いただきたい。

平成 23 年 3 月 18 日

厚生労働省 老健局長
宮島 俊彦 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国社会福祉施設経営者協議会
会長 高岡 國士

「東北地方太平洋沖地震」により避難生活を余儀なくされた要援護者の住まいについて（要望）

去る 3 月 11 日に発生した標記地震により、高齢者、障害者等の要援護者の生活は危機に瀕しています。社会福祉法人・施設は、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震等の被災者支援の一環として、仮設住宅や福祉サービス拠点での支援を行ってきており、今回の被災地においても地域の支援を行うべく、体制整備を進めているところです。つきましては、高齢者、障害者等の生命を守り生活環境を確保するため下記の事項について要望いたします。

記

＜要望事項＞

避難生活を余儀なくされている高齢者、障害者等の要援護者の生活環境について、特段の配慮をお願いしたい。あわせて、住環境についても早急に整備いただきたい。

（具体的事項）

① 仮設住宅および付随する福祉サービス拠点の整備

仮設住宅は、要援護者が長期間にわたる避難生活を送るには不向きな環境である。仮設住宅の整備にあたっては、高齢者や障害者等が安心して避難生活を送れるよう、ハード面だけでなくソフト面にも十分な配慮が必要である。仮設住宅への福祉サービス拠点の併設、要援護者に配慮した仮設住宅の整備をお願いしたい。

② 恒久的な住環境の整備

住まいの全半壊等により、多くの住民が住宅の確保に困難をきたしている。その中でも避難生活を通じ援護を要する高齢者、障害者等が多数に上ることが予想される。今後の対応として、仮設住宅の整備と並行して要援護者が恒久的に生活できる公営住宅等の整備、高齢者等に配慮した賃貸住宅の整備を進めていただきたい。

③ 社会福祉法人・施設のノウハウの積極的な活用

住環境および付随する福祉サービス拠点を整備し、要援護者の生活の安定を確保するためには、入居者へのサポート、生活支援、環境の管理等の担い手が必要とされる。福祉サービス拠点の担い手として高齢者、障害者等の生活を支えるノウハウを有する社会福祉法人・施設を積極的に活用いただきたい。